

別冊資料

特定非営利活動法人関係事務の案内

【認定（特例認定）申請編】

相 模 原 市

この法人制度の事務は、市民協働推進課が行っています。
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所第2別館4階
電 話 042-769-8226（直通）
FAX 042-754-7990

この冊子の内容及び様式は、
市ホームページでも提供しています。



令 和 7 年 8 月 発行

□書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定・特例認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

相模原市内のみに事務所を置く法人については、相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁(神奈川県・横浜市・川崎市)情報については裏表紙内側をご覧ください。

- この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。
都道府県及び他政令市への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

<略 称 一 覧>

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

法	…	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
旧 法	…	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 条）による改正前の特定非営利活動促進法
法 令	…	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法 規	…	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
条 例	…	相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年相模原市条例第 7 号）
規 則	…	相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成 24 年相模原市規則第 61 号）
NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	…	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	…	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措 法	…	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措 令	…	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措 規	…	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	…	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	…	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	…	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所 法	…	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所 令	…	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所 規	…	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相 規	…	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	…	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法	…	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（法・条例・規則等については、令和 7 年 4 月 1 日現在のものを掲載しています。）

別 冊 資 料 目 次

I 様式記載例	1
・ 第 2 1 号様式 特定非営利活動法人認定申請書	1
・ 第 3 1 号様式 特定非営利活動法人特例認定申請書	2
・ 認定基準等チェック表（第 1 表～第 8 表）	3
・ 欠格事由チェック表	35
・ 役員等氏名一覧表	37
・ 寄付者名簿	38
II Q & A	39

I 様式記載例

第21号様式（第24条第1項関係）

特定非営利活動法人認定申請書

登記事項証明書の表記に合わせてください。

年 月 日 相模原市長 あて 申請日を記載 （申請までは空欄）	主たる事務所の所在地	〒 252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 (042) 769-8226 ファクシ番号 なし	
	(フリガナ)	トケイエイリカトウホウジン サガミハシ	
	法人の名称	特定非営利活動法人 さがみはらし	
	(フリガナ)	サガミ ハシ	
	代表者の氏名	相 模 太 郎	
	設立年月日	平成30年5月1日	パブリックサポートテスト要件 ☒ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	事業年度	4月1日から3月31日まで	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 自 年 月 日 至 年 月 日	
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
	認定取消の有無 (認定取消日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
特例認定取消の有無 (特例認定取消日)	有 ・ 無 (年 月 日)		

公開している番号を記載

特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので、申請します。

(現に行っている事業の概要)

(特定非営利活動に係る事業) ○○○事業 市指定□□事業者（相模原市○○課所管）

(その他の事業) △△△事業

定款に記載されている事業をすべて記載

上記以外の事務所の所在地	責任者の氏名	役 職
なし	なし	なし

(その他の参考事項)

法人の名称を変更予定

ない場合は「なし」と記載

ない場合は「なし」と記載

(注意)

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

特定非営利活動法人特例認定申請書

年 月 日 相模原市長 あて 申請日を記載 （申請までは空欄）	主たる事務所の所在地	〒 252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 (042) 769-8226 ファクシ番号 なし	
	(フリガナ)	トケ化エイリカツウホウジン サガミハラシ	
	法人の名称	特定非営利活動法人 さがみはらし	
	(フリガナ)	サガミ タウ	
	代表者の氏名	相 模 太 郎	
	設立年月日	令和4年4月1日	
	事業年度	4月1日から3月31日まで	
	過去の認定の有無	有 ・ 無	
過去の特例認定の有無	有 ・ 無		
特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特定非営利活動法人としての特例認定を受けたいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要) (特定非営利活動に係る事業) ○○○事業 市指定□□事業者（相模原市○○課所管） (その他の事業) △△△事業			
定款に記載されている事業をすべて記載			
上記以外の事務所の所在地		責任者の氏名	役職
なし		なし	なし
(その他の参考事項) 法人の名称を変更予定			
ない場合は「なし」と記載		ない場合は「なし」と記載	

(注意)

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

(記載例)

初回申請は2事業年度
(以下同じ)

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間において5分の1以上であること。			チェック欄 ✓
各欄が活動計算書の金額と一致するように作成し、全て2事業年度の合計を記載			チェック欄に✓を記載 (以下同じ)
経常収入金額 (㊦ の金額)		①	25,990,255 円
総収入金額		㊦	27,200,000 円
控除金額	国の補助金等の金額(㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊦	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊧	1,100,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊨	0 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊩	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㊰欄の「()」)	㊪	0 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊱欄)	㊫	9,895 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊲欄)	㊬	99,850 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊳欄)	㊭	0 円
差引金額 (㊦-㊦-㊧-㊨-㊩-㊪-㊫-㊬-㊭)		㊮	25,990,255 円 ⇒①
寄附金等収入金額 (㊯ の金額)		②	7,472,150 円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㊴欄)		㊴	6,499,895 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㊰欄)	㊵	2,390,000 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊱欄)	㊶	9,895 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊲欄)	㊷	99,850 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊳欄)	㊸	0 円
差引金額 (㊴-㊵-㊶-㊷-㊸)		㊹	4,000,150 円
会費収入(㊺欄と付表2(相対値基準用)㊼欄のうちいずれか少ない金額)		㊺	672,000 円
国の補助金等の金額(㊻欄の金額を限度とする。)		㊻	2,800,000 円
合計金額 (㊹+㊺+㊻)		㊼	7,472,150 円 ⇒②
基準となる割合 (②÷①)		③	28.7 %

20%以上で基準
を満たす

(記載例)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉒」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉑」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉑」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

(記載例)

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

実績判定期間における下欄3の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合(㊧欄)が、5分の1以上であること

チェック欄

✓

小規模法人の判定

1

実績判定期間の総収入金額 10,000,000 円

実績判定期間の月数 24 月

× 12 = ㊦ 5,000,000 円

800 万円未満が小規模法人の条件の1つ

㊦が800万円未満である

はい

いいえ

2 へ

小規模法人の例計算・・・適用不可

2

実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である

はい

いいえ

小規模法人の特例計算・・・適用可3 へ

小規模法人の特例計算・・・適用不可

3

小規模法人の特例計算を適用する場合

全て2事業年度の合計を記載

総収入金額	㊦	10,000,000 円
控除金額		
国の補助金等の額(㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊧	0 円
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	800,000 円
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊪	0 円
資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊫	0 円
遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊬欄の「()」)	㊭	0 円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊮欄)	㊯	0 円
差引金額 (㊦－㊧－㊨－㊩－㊪－㊫－㊭－㊯)	㊰	9,200,000 円

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	1,500,000 円
控除金額		
一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	500,000 円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊮欄)	㊯	0 円
差引金額(㊱－㊲－㊯)	㊳	1,000,000 円
会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準)㊵欄のうちいずれか少ない金額)	㊴	672,000 円
国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする)	㊶	500,000 円
合計金額 (㊳＋㊴＋㊶)	㊷	2,172,000 円

基準となる割合 (㊷÷㊰)

23.6 %

20%以上で基準を満たす

(記載例)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉗」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉘」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉙」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉚」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉛」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉜」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉝」、「休眠預金等交付金関係助成金㉞」、「受入寄附金総額㉟」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊱」、「休眠預金等交付金関係助成金㊲」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊳」欄	「差引金額㊴」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㊵」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊶」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊴」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人	定款制定期日	令和4年4月1日	令和6年3月31日
寄附金収入、助成金収入、賛助会費等、対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載(㉔欄+㉕欄)				

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉔	6,499,895 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㉕	0 円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額((㉔-㉕)×10%))	㉖	649,989 円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額(㉔×50%))	㉗	3,249,947 円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

㉔のうち寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額	㉘	99,850 円
---	---	----------

3 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉖(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉗)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
相模原 太郎	理事長	() 500,000 円	() 500,000 円	() 0 円
神奈川 一郎	理事	() 250,000 円	() 250,000 円	() 0 円
横浜 次郎	理事	() 200,000 円	() 200,000 円	() 0 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		㉙ () 950,000 円	() 950,000 円	() 0 円
㉙欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	㉚ () 0 円	() 0 円	() 0 円
	㉚欄以外の者	㉛ () 5,440,150 円	() 3,050,150 円	() 2,390,000 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㉜	() 9,895 円	㉙、㉚、㉛の③欄の合計を記入	
休眠預金等交付金関係助成金	㉝	0 円		
合 計(㉙+㉚+㉛+㉜+㉝)	㉞	() 6,400,045 円	㉟	() 2,390,000 円

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限りです。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(④＝⑤＋⑥)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。 また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りです。)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職(理事長、代表理事、常務理事等)を記載します。	
「①～③」欄	①～③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑥欄以外の者⑪」欄	上記⑥欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

寄附金収入、助成金収入、賛助会費等、対価性のない、明らかに
贈与と認められる寄附金等の合計額を記載(①欄と一致)

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	1,500,000 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②	0 円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額((①-②)×10%))	③	150,000 円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額((①-②)×50%))	④	750,000 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては④)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
相模原 太郎	理事長	(500,000 円)	(150,000 円)	(350,000 円)
神奈川 一郎	理事	(250,000 円)	(150,000 円)	(10,000 円)
横浜 次郎	理事	(200,000 円)	(150,000 円)	(50,000 円)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額	⑤	(950,000 円)	(450,000 円)	(500,000 円)
⑤欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	⑥	0 円	0 円	0 円
	⑥欄以外の者	(550,000 円)	(550,000 円)	0 円
休眠預金等交付金関係助成金	⑦	0 円		
合 計(⑤+⑥+⑦+⑧)	⑧	(1,500,000 円)		(500,000 円)

各役員からの寄附金の合計が
20万円以上になる場合に記載

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(④＝①)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑥及び⑦」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑧」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職(理事長、代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑨」欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑨欄以外の者⑩」欄	上記⑨欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

第 1 表付表 1 (次葉)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

[illegible]

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(次葉) 注意事項

1 役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

2 小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員規則第6条に社員の会費の額を規定 個人会員 5,000 円／年 法人会員 20,000 円／年	☒ はい・いいえ
ロ 社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に25名掲載	☒ はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

定款や会則の規定
を記載

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

活動計算書の「収益の
部」の社員の会費の合計

社員の会費の額の合計額		①	700,000 円
共益的活動の割合(第2表③欄)		②	4.0 %
①から控除する金額(①×②)		③	28,000 円
差 引 金 額 (①－③)		④	672,000 円

↓

第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)④欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄 ✓

【留意事項】

- 1 ☒ 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 ☒ 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 ☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
		令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	自					
	至	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数が 100 人以上である		☒ はい ☐ いいえ	☒ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ

【チェック欄】

- ☒ 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

各項目を
チェック

- 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	120 人	88 人	人	人	人	A	204 人
実績判定期間の月数 (注)一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24 月

全事業年度において寄附者が 100 人以上いる場合には、この計算式は不要。

実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数

A

204 人

× 12

=

102 人

≥ 100人

実績判定期間の月数

B

24 月

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください。) 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数(※)を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

(注意事項)

認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし		チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること 【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合があります。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。			✓
条例指定を受けた年月日を記載(所轄庁以外の条例により個別指定を受けた場合は、条例の写し(公報の写し)を添付)			
条例を制定した都道府県又は市区町村	相模原市		
条 例 指 定 年 月 日	令和2年12月21日		
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
		相模原市中央区中央2丁目11番15号	
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。			
登記事項証明書に記載された事務所の所在地と一致			

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方を囲みます。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準(相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		✓

活動計算書の事業費に記載された金額を記入

すべての事業活動に係る金額等

①のうちイ～ニの活動に係る金額等

実績判定期間

① (指標 事業費の額)
20,000,000 円

②
800,000 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	800,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	0 円
合 計 (a+b+c+d+e)			800,000 円 ⇨②へ

基準となる割合 (②÷①)
③ 4.0%

50%未満で基準を満たす

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りします。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りします。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一つの市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人 名	特定非営利活動法人 さがみはらし		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			✓

すべての事業活動に係る金額等

①のうちイ～ニの活動に係る金額等

活動計算書の事業費に記載された金額を記入

実績判定期間

①	(指標 事業費の額)	20,000,000 円
②		800,000 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	800,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	800,000 円

共益的活動に係る費用を記載

基準となる割合 (②÷①)

50%未満で基準を満たす

③	4.0%
---	------

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「④～⑥」各欄共通事項	「④～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「④～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓
イ						
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	9人	2人	22.2%	0人	0%
②	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	8人	2人	25.0%	0人	0%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		8人	2人	25.0%	0人	0%

③ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第〇条に正社員の表決権は平等に一票を与えると規定	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

該当する定款の規定を記載

監査証明書又は帳簿組織の状況を添付

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

⑨ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
費途が明らかなでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」に記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、ロの記載の必要はありません。
ハの各欄	該当する一方を囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」を囲んだ場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」を囲んだ場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

(記載例)

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名		①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		9人	8人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	申請時	就任・退任 年月日	
相模 太郎	相模原市中央区 中央2丁目11番15号	理事長		○	○				○	就任 H30.5.1	
神奈川 一郎	横浜市中区日本大通1	理 事		○	○				○	就任 R2.4.1	
横浜 二郎	横浜市中区本町 6丁目50番地の10	理 事		○	○				○	就任 R2.4.1	
川崎 三郎	川崎市川崎区宮本町 1番地	理 事		○	○				○	就任 R2.4.1	
横須賀 四郎	横須賀市小川町11番地	理 事		○	○				○	就任 H30.5.1	
平塚 五郎	平塚市浅間町9番1号	理 事		○	○				○	就任 H30.4.1	
鎌倉 六郎	鎌倉市御成町18－10	理 事		○						就任 H30.5.1 退任 R5. 6.30	
藤沢 七郎	藤沢市朝日町1番地の1	監 事		○	○				○	就任 R2.4.1	
相模 花子	相模原市中央区 中央2丁目11番15号	監 事	理事長の妻	○	○				○	就任 H30.5.1	
実績判定期間中に役員 であったものは、辞任し た人含め全員記載											
事業年度途 中で退任し た場合は○ をつけない											

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	特定非営利活動法人 さがみはらし		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	随 時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	随 時	7年
仕訳帳	ルーズリーフ	随 時	7年
入金・出金・振替伝票	3枚複写伝票	随 時	7年
請求書、領収証綴り	バインダー	随 時	7年
領収証(控)	3枚複写伝票	随 時	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随 時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	随 時	7年
法人事務所での実態確認時に、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認します。			

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

「帳簿組織の状況」 第3表付表2 記載要領

- 1 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 2 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーブリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 3 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 4 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

寄附という名目でなくても、金銭その他の資産、経済的な利益の贈与、無償の供与を行うと該当

(第4表 次葉)

活動計算書の事業費に記載された金額を記入

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	20,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	20,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100 %

② 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

その他の事業を除く

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

80%以上で基準を満たす

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	6,499,895 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	6,499,895 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100 %

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

70%以上で基準を満たす

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。

【法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時記載及び添付が不要なもの】

- ・「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」のうち「ハ及びニ」の部分
- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通		該当する一方を囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉔欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉔」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入取寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法 人 名	特定非営利活動法人 さがみはらし
-------	------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
相模 太郎	理事長	令和4年4月1日～ 令和6年5月31日	1,200,000 円
			円
			円
			円
			円
			円

期間は提出の日まで

2 役員の親族等^(注2)である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

期間は提出の日まで

(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	令和4年4月1日～令和6年5月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
3名	8,100,000 円

実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間に渡って給与を得た職員の総数(パート・アルバイトを含む。)

(記載例)

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法 人 名	特定非営利活動法人 さがみはらし				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 ^(注) にある者(以下「役員等」という。)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。					
(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。					
① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係					
② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係					
③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係					
(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
相模 花子	役員	△△△	R5.10.1	50,000 円	プリンター
以下余白				円	
				円	
法人が所有する資産を役員等の者に対して譲渡(販売)した場合、その日時と価格を記載してください。 例) 法人所有のパソコンを買い替えるため、現在使用しているものを役員に譲渡した。					
				円	
(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
相模 花子	役員	△△△	R5.10.1	月 12,000 円	土地(駐車場)
以下余白				円	
				円	
法人が所有する資産について貸付をした場合、その日時と価格等を記載してください。					
				円	
				円	

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
相模 一郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R5.10.1	50,000 円	(源泉所得税含む)
城山 二郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R5.11.8	50,000 円	(源泉所得税含む)
津久井 三郎	社員	〇〇事業・講師謝金	R5.6.3~6.4	100,000 円	2日分(源泉所得税含む)
以下余白				円	
				円	
				円	
				円	

法人が「役員等の者」に対し業務を提供した時の状況等について記載します。
 設定料金ではなく、その都度、実際に支払った金額を記載します。
 例) 〇〇教室講師謝金、施設の利用料、監査報酬等

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし				

(記載例)

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	チェック欄																														
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓																														
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）																																
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																																
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																																
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類																																
ヘ 助成の実績を記載した書類																																
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</th><th colspan="2">同 意</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>する</th><th>しない</th></tr></thead><tbody><tr><td>イ</td><td>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分に限る。</td><td colspan="2" rowspan="2">閲覧に関する細則（社内規則）がある場合には添付</td></tr><tr><td>ロ</td><td>各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td></tr><tr><td>ハ</td><td>寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>ニ</td><td>前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>ホ</td><td>次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>ヘ</td><td>助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table>			次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意				する	しない	イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分に限る。	閲覧に関する細則（社内規則）がある場合には添付		ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日			ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意																														
		する	しない																													
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分に限る。	閲覧に関する細則（社内規則）がある場合には添付																														
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類																															
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																															
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																															
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日																															
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し																															

(記載例)

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓			
事業年度		4月1日～3月31日	設立年月日	平成30年5月1日
登記事項証明書の法人 設立年月日を記載				

(記載例)

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。
認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時及び認定の有効期間の更新の申請に当たっては記載する必要はありません。

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「㉔」から「㉚」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉚」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「㉔」から「㉚」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉚」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時及び認定の有効期間の更新の申請に当たっては記載する必要はありません。

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 さがみはらし	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		☒

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐
---	-----------------------------------	---------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐
---	---------------------------	---------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	☐ はい・ ☐

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
---	---	---------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名		生 年 月 日				性 別	住 所		
	かな	漢字	元号	年	月	日				
理事	さがみ	太郎	相模	太郎	S	50	01	01	M	相模原市中央区中央 2丁目11番15号
理事	みなみ	ジロウ	南	次郎	S	62	10	10	M	相模原市南区〇〇番地
理事	みどり	ミヅエ	緑	三恵	H	08	12	31	F	相模原市緑区〇丁目〇番〇号
監事	チュウオウ	ヨツハ	中央	四葉	S	35	04	04	F	相模原市中央区〇丁目〇番〇号 △△ビルディング102号

申請日を記載
(申請までは空欄)

年号をアルファ
ベットで記入

M(男)又はF(女)を記入

住民票どおりに記載

備考1 カは半角で、元号はT, S, H, Rで、年月日はそれぞれ二桁で記入

備考2 性別は、M(男), F(女)のいずれかで記入

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

年 月 日

申請日を記載
(申請までは空欄)

所 在 地 相模原市中央区中央2丁目11番15号

法人の名称 特定非営利活動法人 さがみはらし

代表者氏名 相 模 太 郎

初回認定申請時のみ提出

登記どおりに記載

閱覽対象外書類

寄附者名簿

法 人 名	特定非営利活動法人 さがみはらし	事 業 年 度	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-------	------------------	---------	--------------------

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合 計		円	

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの 3 月以内に作成し、その作成の日から起算して 5 年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法 54②）。

Ⅱ Q & A

認定の取得(全般)

- (問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問8) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問10) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問11) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。
- (問12) 「寄附金を充当する予定の事業内容等」の事業の実施予定年月や寄附金充当予定額の欄等には、どの事業年度(申請日に属する事業年度もしくは認定の有効期間内の複数年度など)の内容を記載すればよいでしょうか。

認定の判定 パブリック・サポート・テストに関する基準(全般)【第1号基準】

- (問13) 認定の有効期間の更新において、認定時とは異なるパブリック・サポート・テスト基準を採用することは可能ですか。例えば、認定時は『相対値基準』を用いて認定を受けた後、更新時は『絶対値基準』を用いることは可能ですか。
- (問14) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問15) 寄附者の氏名(名称)だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テストの判定に含めてもよろしいでしょうか。
- (問16) 車両を●●財団等の助成事業で譲り受けた場合、会計上の処理としては、寄附(市場評価)で計上するということですが、その場合はパブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として判断してよいですか。
- (問17) 認定NPO法人等に賛助会費を支払った賛助会員は寄附金控除の適用を受けることができるのですか。
- (問18) 町内会、自治会、サークルなどの任意団体から寄附があった場合、1者からの寄附金と考えて問題ないですか。また、任意団体が、申請法人の後援会(会長が申請法人の理事長)の場合でも、同様に考えて問題ないですか。
- (問19) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。また、認定NPO法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えで足りるのですか。

(問20) 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、パブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として取り扱うことができるとされていますが、これは賛助会費のみについてであり、正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。認定申請において、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらないのですか。
(問21) パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000円の賛助会費を払えば、施設利用等で5,000円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで5,000円の割引部分のみと考えてよいですか。つまり、10,000円の賛助会費から割引分を引いた残りの5,000円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。
(問22) 民間からの助成金を受けている場合で、その募集要項に「助成金を使用した事業については、●●財団助成金であることを明記してください。」といった記載がある場合は当該財団の広報活動が対価として求められているものであり、対価性のある助成金と考えられますか。 また、当該事業が、対価性のある助成金とされる場合であっても、実際に行った事業において、その性質上、「●●財団助成金」という記載がなされず、その旨を、当該助成金を出した財団からも了承を得られた場合には、対価性のない助成金と認めてよいですか。
(問23) 「寄附金額が1,000円の寄贈者には粗品Aを、寄附金額5,000円の寄贈者には粗品Bをお渡しします。」という寄附募集を行っている場合、当該寄附募集において受領した1,000円ないし5,000円の金銭をパブリック・サポート・テスト上の受入寄附金総額に含めることができるのですか。寄附金に該当しない場合、金銭の提供者は所得控除や税額控除の適用を受けることができないことになりませんが、領収書の発行及び内容についてはどのようにしたらよいですか。
(問24) 現在、会員の会費を3,000円と定めていますが、会費を1,000円に変更し、代わりに正会員より2,000円の寄附金を募ることとした場合には、正会員から受領した寄附金はパブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金総額に含めることができるのですか。
(問25) 寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テストの判定に含めてよろしいでしょうか。
(問26) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
(問27) クレジットカードや振込みによる寄附についても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。
(問28) NPO法人への寄附金のお礼として、返礼品をお返ししてもよいのでしょうか。その場合、どの程度であればパブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金として取り扱っていいのでしょうか。
(問29) 特例認定法人になった後に多くの寄附金をいただくことができ、パブリック・サポート・テスト基準を満たせそうなので、今度は認定申請を検討しています。この場合、認定申請に当たっての実績判定期間は何年になるのでしょうか。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(相対値)に関する基準【第1号基準】

(問30) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テストについて相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。

(問31) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

(問32) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テストの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(問33) 「社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2)」の1の口で社員(役員等を除く)の数が20人以上とありますが、これは実績判定期間中、経常的に20人以上必要ですか。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(絶対値)に関する基準【第1号基準】

(問34) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(問35) パブリック・サポート・テストについて絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(問36) 「絶対値基準」による認定申請にあたり、作成する寄附者名簿はどの程度の水準の寄附まで記載する必要があるのでしょうか。絶対値基準には関係しない3,000円未満の寄附の記載も必要でしょうか。

(問37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(問38) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(問39) 絶対値基準により認定申請を予定しています。絶対値基準では、3,000円の寄附を年平均100人以上集めていることが必要となりますが、口座振込であっても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことは可能ですか。

(問40) パブリック・サポート・テストのうち、絶対値基準を採用している場合において、対価性のない民間助成金を寄附金として取り扱う、すなわち、当該助成金の出資団体を寄附者の1人として取り扱ってよいですか。また、同様に絶対値基準を採用した場合において、国等からの補助金も寄附者の1人として取り扱ってよいですか。

(問41) 絶対値基準の判定に当たって、認定申請中のNPO法人の理事と同居している家族が代表を務める団体からの寄附については、寄附者数に含めることができるのですか。

(問42) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(問43) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(問44) 寄附者が口座振込により3,000円の寄附を行った場合に、振込手数料(210円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる3,000円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料210円を差し引いた2,790円が寄附金となるのですか。

(問45) 従業員や顧客から寄附金を募集した法人(以下「寄附金募集法人」といいます)が、NPO法人に集めたお金を寄附し、そのNPO法人がパブリック・サポート・テストの絶対値基準で認定申請した場合に、寄附者数をどのようにカウントできるのですか。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(条例個別指定)に関する基準【第1号基準】

(問46) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(問47) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト基準を満たすこととなりますか。

(問48) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

認定の判定 活動の対象に関する基準【第2号基準】

(問49) インターネット、チラシ等を用いて、広く一般に募集する事業に会員が参加する場合、会員に係る事業については共益的活動とみなされますか。あるいは、一部の参加者が会員であるとはいえ、会員に限定されない、一般向けの事業であるため、共益的活動には当たらないのですか。

(問50) 「認定基準等チェック表(第2表)」の「イ欄」と、「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」の「1欄」の記載内容は、支出金額、収入金額という点で異なるのでしょうか。

(問51) 経済的理由等により就学が困難な学生に対し奨学金を支給する事業を営むNPO法人が、「●●学校出身者向け奨学金」などのメニューを設けていたり、奨学金の支給要綱に、「●●学校に入学した学生」などの条件を付したりすることは共益的活動になるのでしょうか。

(問52) 「総合型地域スポーツクラブ」に指定されているスポーツクラブについては、会員(利用会員)のみが参加するスポーツ教室等の活動についても、「共益的な活動」に該当しないと解釈してよいですか。例えば、内容が「サッカー教室」など、特定のグループのみに反復継続する活動であっても、地域の誰もが利用会員になって参加することができ、議決権を持たない利用会員であれば、法規第11条の「会員等」について該当しないと解釈してよいですか。

認定の判定 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

(問53) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問54) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問55) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模のNPO法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(問56) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」とこととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(問57) 法人規第59条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、会計ソフトに入力しているだけでは不足、紙ベースで備え置く必要はありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりません。

(問58) 認定申請を検討しているNPO法人の役員の4人のうち3人が、ある一般社団法人の役員となっており、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていますが、申請できますか。

(問59)取引の記録並びに帳簿及び書類の保存について、法人規第58条の「青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第54条から第56条(青色申告法人の帳簿書類)まで の規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができます」との規定を適用して、保存する書類を省略あるいは軽減することができますか。

認定の判定 事業活動に関する基準【第4号基準】

(問60)受入寄附金総額については、活動計算書における寄附金のほか、賛助会費(対価性のないもの)もパブリック・サポート・テストの判定に当たっては「算入することができる」となっています。

これについて、認定基準(受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか)の適用(法45①四二)においては、「受入寄附金総額」における上記のような寄附金以外のもの(対価性のない賛助会費等)の算入はどのようなになるのですか。例えば、パブリック・サポート・テストの判定で算入することとしたならば、同様に70%の基準でも分母として算入しなければならないのですか。又は、法人有利に適用することとして、パブリック・サポート・テストの判定では算入し、70%の基準では分母に算入しないということも可能ですか。

(問61)第4表付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」の「3 支出した寄附金」について、全ての寄附金を記載しなければいけないのですか。

(問62)「認定基準チェック表(第4表付表1)」中、「3 給与を得た職員の総数及び総額」の数え方は実支払ベースですか、対象期間ベースですか。例えば、認定等申請日がR5.7.1(実績判定期間R3.4.1～R5.3.31)で、給与集計期間がR3.4.1～R5.6.30であり、法人の当月分の給与の支払いは翌月行われることになっている場合、R3.3月分(実績判定期間外)の給与がR3.4(実績判定期間内)に支払われている場合はカウントするのですか。また、R5.6月分(集計期間内)の給与がR5.7月(集計期間外)に支払われる場合はカウントしなくてよいのですか。

(問63)「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「役員報酬」には、どのような報酬が含まれますか。例えば、役員が使用人としての労働の対価として支給された給与については、「1 役員報酬の支給」に記載すべきでしょうか。

(問64)「営利を目的とした事業を行う者(法規23四)」の範囲は、どのようなものですか。

(問65)将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(問66)理事会開催に当たり、理事会に出席した理事に対して日当を定額支給している場合、当該日当は役員報酬に該当するのでしょうか。

認定の判定 情報公開に関する基準【第5号基準】

(問67)認定等を受けるためには、NPO法人は、その事務所においてどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。また、認定NPO法人等となった場合は、さらにどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。

(問68)役員報酬や職員給与の規程を定める代わりに、雇用契約書または辞令書・源泉徴収簿・報酬や給与の支給について決議した総会(理事会)の議事録・法人代表者の証明書(申立書)といった書類で対応することが可能でしょうか。また、実績判定期間中には規程を作成していないのですが、認定申請時において作成していれば、法第45条第1項第5号(情報公開に関する基準)は満たしていることとなるのでしょうか。

認定の判定 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】

(問69) 認定基準(6号)に関して、実績判定期間中に1日でも事業報告書等の提出遅延があれば基準不適合となり、認定されないのですか。

欠格事由

(問70) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(問71) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。

(問72) 法第47条第4号において、「国税又は地方税の滞納処分の終了の日から3年を経過しないNPO法人は認定を受けることができない。」とされています。認定申請法人は、当該欠格事由に該当しないことを証明するため、認定申請書に納税証明書を添付する必要がありますが、いつ時点の証明書を添付すればよいのでしょうか。

認定の取得(全般)

(問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

(答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除(所得控除)の適用(措法41の18の2①)

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用(措法41の18の2②)

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額(以下「特別損金算入限度額」という。)の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37④、措法66の11の2②)。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象とならない。)に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70①⑩)。

④ 認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象とならない。)の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに(みなし寄附金)、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります(法人法37⑤、法人令73①、法人規22の5、措法66の11の2①)。

⑤ 個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

（問２）認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

（答） 認定又は特例認定の手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っている場合がありますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前に電話で相談の日時等を予約ください。

（相模原市が所轄庁である場合）

相談時間：月曜日から金曜日 午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで

相談先：相模原市 市民協働推進課（市役所第２別館４階）電話 042-769-8226（直通）

（問３）認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

（答） 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していることが基準とされています（法 45 ①八、59①一）。したがって、設立の日から１年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が１年である法人について、その設立初年度が１年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が１年である第２期が終了し、設立後の第１期及び第２期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後１年を超える期間が経過していることとなりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

（問４）設立から５年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

（答） 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から５年を経過しないNPO法人であることが基準の１つとなっています（法 59①二）。そのため、設立から５年以上を経過しているNPO法人は、特例認定を受けることができません。

（問５）所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

（答） ＮＰＯ法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するためにＮＰＯ法人の事務所を訪問し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認する主な認定基準		（参 考） 確認書類の例
1	事業活動内容に関する事	パンフレット、リーフレット、会報誌など広報物
		ＮＰＯ法人の活動場所（事業所一覧など）がわかる資料
		事業活動の対象、イベント等の実績などが事業の内容がわかる資料
		事業を行った際の支出先などがわかる資料
2	運営組織に関する事	法人の事務所に備え置く書類 （定款、役員名簿、事業報告書等、認証・登記に係る書類の写しなど）
		会員規約、就業規則など、法人の規約に関する資料
		総会・理事会に関する資料
		ＮＰＯ法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びＮＰＯ法人と特定の第三者との関係がわかる資料
3	会計に関する事	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録
		監査証明書（会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合）
4	申請書及び添付書類の根拠	寄附金・会費の内容がわかる資料
		現物寄附の評価額がわかる資料
		事業費と管理費の区分基準がわかる資料
		役員の総数に占める一定のグループの人数割合に関する資料
		事務所に備え置く会計に関する資料
		閲覧に関する細則（社内規則）など
5	パブリック・サポート・テストに関する事	絶対値基準（寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上）の算出方法がわかる資料
		条例により個別に指定を受けていることがわかる資料
		助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等

（注） 上記は確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じてこれら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

(問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法49①、62)。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法49②、62)。

- ① 法人名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

※ 相模原市においては「定款に記載された目的」(条例15)

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法57②、62)。

(問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行おうとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6ヵ月前から3ヵ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法51②③⑤条例16、規則25)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

また、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します(更新はできません)ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定NPO法人が、認定NPO法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います(法61四)。

(問8) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます(法47二)。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません(法59三)。

（問 9）寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

（答） 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や 1,000 円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

（問 10）寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

（答） 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります（法 44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して 5 年間（特例認定の場合は 3 年間）その事務所に備え置く必要があります（法 54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

（問 11）認定 N P O 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

（答） 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所 得 税（所得控除又は税額控除）

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定 N P O 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、②その金額及び受領年月日を認定 N P O 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2 ③）。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2 ③、措規 19 の 10 の 4）。

ロ 所 得 税（みなし譲渡所得）

寄附者は、認定 N P O 法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定 N P O 法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います（措法 40）。

詳細については、内閣府 N P O ホームページに掲載されている「認定 N P O 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

ハ 法 人 税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計

算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいう。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12③）。

二 相 続 税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定 NPO 法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

（注） 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

（問 12）「寄附金を充当する予定の事業内容等」の事業の実施予定年月や寄附金充当予定額の欄等には、どの事業年度（申請日に属する事業年度もしくは認定の有効期間内の複数年度など）の内容を記載すればよいでしょうか。

（答） 具体的な期限の定めはありませんが、現時点において予定されている事業について記載することが求められます。

期限の目安としては、認定の有効期間（認定の日から 5 年間）内の事業として予定されている事業について記載していただくことになります。

認定の判定 パブリック・サポート・テストに関する基準(全般)【第1号基準】

(問 13) 認定の有効期間の更新において、認定時とは異なるパブリック・サポート・テスト（P S T）基準を採用することは可能ですか。例えば、認定時は『相対値基準』を用いて認定を受けた後、更新時は『絶対値基準』を用いることは可能ですか。

(答) 有効期間の更新におけるP S T基準の採用については、法上、継続適用等の特段の制限を置いていないため、申請時と異なるP S T基準で更新の申請することは可能です。

(問 14) パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、P S Tの判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（対価性が認められない会費^(注)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます。）については、その名称にかかわらず、P S Tの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問 15) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) P S Tの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、P S T上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（法人・団体名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、氏名（法人・団体名称）以外分らない寄附金については、P S Tの判定上の寄附金として取り扱うことはできません^(注)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分らない場合には、寄附者が特定されているとはいえず、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、P S Tの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。海外在住の寄附者であっても氏名、住所が分かれば、P S Tの計算に算入することは可能です。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

(問 16) 車両を●●財団等の助成事業で譲り受けた場合、会計上の処理としては、寄附(市場評価)で計上するということですが、その場合はパブリック・サポート・テスト(PST)判定上、寄附金として判断してよいですか。

(答) 経済的価値のある「車両」に該当する場合には、受入時の時価(新車であれば新車販売価格、中古であれば中古車市場価格等)で適正に評価し、PSTの判定において寄附金の額に含めることができます。

(問 17) 認定NPO法人等に賛助会費を支払った賛助会員は寄附金控除の適用を受けることができるのですか。

(答) 当該賛助会費に任意性が認められ、対価性がないことが明らかな場合には、パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として取り扱うことができます。

この場合、当該賛助会費が認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する支出金であれば、寄附金控除の適用の対象となります(支出した賛助会員に特別の利益が及ぶと認められる支出金は除く。)。

寄附金控除の適用を受けようとする賛助会員は、認定法人等から必要事項((問 83)参照)が記載された領収書を受け取り、当該領収書を確定申告の際に添付又は提示する必要があります。

(問 18) 町内会、自治会、サークルなどの任意団体から寄附があった場合、1者からの寄附金と考えて問題ないですか。また、任意団体が、申請法人の後援会(会長が申請法人の理事長)の場合でも、同様に考えて問題ないですか。

(答) 任意団体であっても団体名称、住所又は主たる事務所の所在地が、明確に把握できていれば、1者からの寄附金として取り扱って差し支えありません。

また、当該法人の理事長が会長を務める後援会(任意団体)が、寄附をする場合においても、同様の取り扱いになります。

なお、任意団体の住所の記載に当たっては、事務所などその任意団体専用の活動の拠点があればその所在地を記載すればよいと考えます。

しかし、集合住宅の自治会などは、一般的には事務所等の専用の活動の拠がない(自治会館や集会場などの共用施設しかない)ことが多いと思われることから、自治会長や自治会役員など、その任意団体を代表して寄附金を支出した者の居住地を記載すればよいものと考えます。

(問 19) パブリック・サポート・テスト(PST)の判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。また、認定NPO法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えで足りるのですか。

(答) PSTの判定上、寄附金として取り扱う場合は寄附者の氏名(名称)及びその住所が明確になっていればよく、必ずしも領収書を発行しなければならないわけではありません。

ただし、寄附者が所得税法上の寄附金控除の適用を受けるためには領収書が必要となり、口座振込の控えのみでは寄附金控除の適用は受けることができません。

また、NPO法人が発行する領収書については、「認定NPO法人等の名称、所在地、

所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるか」が記載されている必要があります。

なお、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名及び住所も併せて記載されている必要があります。

(問 20) 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、パブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として取り扱うことができると思いますが、これは賛助会費のみについてであり、正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。

認定申請において、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらないのですか。

(答) 明らかに贈与であり、対価性が認められない会費(「賛助会費」等)については、その名称に関わらず対価性が認められない会費は、寄附金として取り扱うことができます。

ただし、正会員の会費は、定款において、総会での表決権が反対給付とされている場合が多く、この場合は、寄附金として取り扱うことはできません。

なお、社員の会費を「1口〇〇円」と設定し、会費は「1口以上何口でも」と定めている場合で、会費の口数に関係なく表決権が平等であるときは、一口目のみが反対給付部分であり、自由意思で支払われる2口目以降について、支出する側に任意性がありかつ直接の反対給付が無い場合には、2口目以降の会費を寄附金として取り扱うことができます(2口目以降分の受領書を寄附として発行している場合など、区分して経理されている場合に限る。)。

例えば、支払っている20,000円のうち、5,000円が会費であり、残りの15,000円については、社員が任意に納めているもので、かつこれに対して議決権等を与えられるものではなく、また、他に反対給付をしているものではない場合、15,000円の受領書(5,000円×3口)を寄附として発行し、寄附金部分は寄附金用口座に入金するなど、寄附金と会費を明確に区分して経理している場合には、寄附とみなすことができます。

(問 21) パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000 円の賛助会費を払えば、施設利用等で 5,000 円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで 5,000 円の割引部分のみと考えてよいですか。

つまり、10,000 円の賛助会費から割引分を引いた残りの 5,000 円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。

(答) 本件の賛助会員は会費を支払うことにより、会員割引のサービスを得ることができることから、賛助会費には対価性が認められます。

したがって、割引金額の多寡に関わらず、賛助会費 10,000 円の全額が寄附金として取り扱うことはできないと考えます。

(問 22) 民間からの助成金を受けている場合で、その募集要項に「助成金を使用した事業については、●●財団助成金であることを明記してください。」といった記載がある場合は当該財団の広報活動が対価として求められているものであり、対価性のある助成金と考えられますか。

また、当該事案が、対価性のある助成金とされる場合であっても、実際に行った事業において、その性質上、「●●財団助成金」という記載がなされず、その旨を、当該助成金を出した財団からも了承を得られた場合には、対価性のない助成金と認めてよいですか。

(答) 助成金の対価性の有無については、その実態を踏まえて判断することとなりますが、単にパンフレットの隅に「この活動は●●財団からの助成金により実施しています。」といった程度の記載をしているものであれば、それを以て対価性のある助成金とまでは言えないと考えます。一方で、大々的なその財団の PR が求められるような場合には、広報活動と認められ、対価性のあるものと認められるのではないかと考えられます。

いずれにしても、助成金の対価性の有無に関しては、実態に即して、「直接の反対給付のあるもの」と認められるか否かにより判断することとなると考えます。

(問 23) 「寄附金額が 1,000 円の寄贈者には粗品 A を、寄附金額 5,000 円の寄贈者には粗品 B をお渡しします。」という寄附募集を行っている場合、当該寄附募集において受領した 1,000 円ないし 5,000 円の金銭をパブリック・サポート・テスト上の受入寄附金総額に含めることができるのですか。寄附金に該当しない場合、金銭の提供者は所得控除や税額控除の適用を受けることができないこととなりますが、領収書の発行及び内容についてはどのようにしたらよいですか。

(答) 当該事例は、粗品の取得を目的として金銭を支払ったとみなされ、「対価性がある」と考えられます。

なお、税制上の優遇措置の適用の対象とならない金銭の受領に際して発行すべき領収書は、通常、一般的な金銭の受取りを証するものであれば、差し支えないものと考えます。

(問 24) 現在、会員の会費を 3,000 円と定めていますが、会費を 1,000 円に変更し、代わりに正会員より 2,000 円の寄附金を募ることとした場合には、正会員から受領した寄附金はパブリック・サポート・テスト (P S T) の判定上、受入寄附金総額に含めることができるのですか。

(答) 会費を 3,000 円から 1,000 円に変更した後、仮に寄附をしなくても、引き続き、表決権や正会員としてのサービスが受けられることが明らかである場合には、2,000 円の寄附については、強制されるものではなく、任意性があり直接の反対給付がないものと判断できるため、P S T の判定上、受入寄附金総額に含めることができると考えられます。

しかし、会費を 1,000 円に変更した後も、会員は必ず 2,000 円の寄附を支払わなければならないといった定款上の定めがあるなど、その支払いに任意性がないと認められる場合には、2,000 円については、P S T の判定上、受入寄附金総額に含めることができなくなります。

なお、こういったケースでは、法人内でのトラブルにつながる可能性もあるため、通常総会等できちんと手続を踏んで社員の了承を得る等の留意が必要ではないかと考えます。

(問 25) 寄附者から古本を寄贈 (現物寄附) され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ 5 千円に換金できました。この場合、当該古本 (現物寄附) の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (P S T) の判定に含めてよいのでしょうか。

(答) N P O 法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、P S T の判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、古本を寄附として受領した場合、当該 N P O 法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益 (例えば古本受贈益) として当該金額を計上することにより、P S T の相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定 N P O 法人等である場合には、当該認定 N P O 法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

(注) N P O 法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服 (古着) など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額 1 円として評価することとなります。

(問 26) N P O 法人の設立に当たり、当該 N P O 法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよいのでしょうか。

(答) 新たに N P O 法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立された N P O 法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金 (受入時の時価) として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、N P O 法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

(問 27) クレジットカードや振込みによる寄附についても、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。

(答) PSTの判定上、寄附金として取り扱うためには、「氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地が明確になっている」ことが必要です。

したがって、クレジットカードや振込みによる寄附であっても、氏名(名称)及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができるということであれば、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができます(相対値基準で小規模法人特例を受ける場合は匿名でもPST上の受入寄附金総額に算入することができます)。

PSTの判定上、原則として、受入寄附金は、実際に入金したときに収益として計上することとしているため、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日は、実際に「法人への入金があった日(A)」となります。

一方、一定の条件の下、「寄附者が支払いの手続きをした日(B)」をもって法人へ入金されたものとみなし、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日とすることも可能です。

例) クレジットカードによる寄附の場合

寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日は、原則、クレジットカード会社又は決済代行会社(以下「クレジットカード会社等」という。)から「法人への入金があった日(A)」となります。

一方、法人において、クレジットカードを利用した寄附が、①支払い手続きの完了によって、クレジットカード会社等から法人へ入金が確実に行われるものであること、及び、②支払い手続き後に、寄附者から一方的なキャンセルが行われないものであること、を確認できる場合は、「寄附者が支払いの手続きをした日(B)」を以て法人へ入金されたものとみなし、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日とすることも可能です。

なお、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日を上記(B)とする場合は、

1) 寄附者名簿

備考欄等に「クレジットカード利用(口座入金日●月×日 又は 未収金)」などの記載をしてください。

2) 会計処理

決算期までにクレジットカード会社等からの実際に入金がない寄附金がある場合は、計算書類と寄附者名簿の整合を図るため(寄附金額の一致)、会計上、計算書類(貸借対照表等)に「未収金」として計上してください。

確定申告で必要となる寄附金受領証明書の受領年月日については、法人が寄附金を受け入れる年月日として選択した(A)又は(B)の日付と一致させておくと、基準を満たしているかの判断がしやすくなり、認定審査においても円滑に進むことが考えられます。

(

(問 28) NPO 法人への寄附金のお礼として、返礼品をお返ししてもよいのでしょうか。その場合、どの程度であればパブリック・サポート・テスト（PST）の算入の基礎となる寄附金として取り扱っていいのでしょうか。

(答) 返礼品をお返しすることは可能です。

例えば、寄附者に対してお礼状や無料の会報誌などを送付する場合や NPO 法人が運営する施設等の作業の一環として作った「手芸品」などを寄附者にお返しする程度であれば PST の算入の基礎となる寄附金として認められると考えます。また、NPO 法人が主催する「活動報告会」を寄附者に案内する程度であれば PST の算入の基礎となる寄附金として認められると考えます。

ただし、PST が広く市民からの支援を受けているかどうかの判断基準であることを踏まえれば、対価性のある返礼品をお返しした寄附金は、PST の算入の基礎となる寄附金に該当しないと考えます。

したがって、書籍等を発行して、書店で販売しているようなものを寄附金のお礼としてお返しするような場合は、PST の算入の基礎となる寄附金に該当しない場合があると考えます。

いずれにしても、それぞれの寄附行為ごとに判断することとなりますので、個別のケースにつきましては、所轄庁に御相談ください。

なお、これらの場合でも食品を返礼品として送付する場合には、食品衛生基準や食品表示基準の遵守が求められる場合がありますので注意が必要です。

(注) 食品衛生法、食品表示法においては、食品を販売（不特定又は多数の者に対する無償譲渡含む）する場合は、それぞれ食品衛生基準、食品表示基準が適用されることとなっています。詳しくは、食品衛生基準については、最寄りの保健所、食品表示基準については、消費者庁にお問い合わせください。

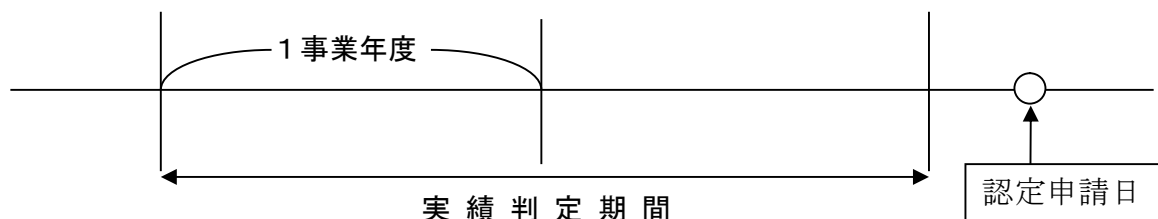
(問 29) 特例認定法人になった後に多くの寄附金をいただくことができ、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たせそうなので、今度は認定申請を検討しています。この場合、認定申請に当たっての実績判定期間は何年になるのでしょうか。

(答) 実績判定期間は、法第 44 条第 3 項では、認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、「認定申請した日の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間」とされています（イメージは下図をご覧ください）。その際、既に特例認定法人であっても、あくまでも法第 44 条第 1 項の認定を受けたことがなければ同様の取扱いとなります。

例えば、1 事業年度が 1 年間あり、過去に認定法人であったことがない NPO 法人が、認定申請する際の実績判定期間は、過去に認定法人であったことがない NPO 法人の場合は 2 事業年度分とされています。

なお、過去に認定を受けたことがある NPO 法人の場合は、認定を受けようとする直前に終了した事業年度以前の 5 事業年度分となります。

【イメージ：1事業年度が1年の場合】



認定の判定 パブリック・サポート・テスト(相対値)に関する基準【第1号基準】

(問 30) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

(答) PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額が、総収入金額となります。

(注) 活動計算書における「固定資産売却益」（臨時的なものに限ります）は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表（第1表 相対値基準）の④欄の記載の必要はありません

【参考】 「前期繰越正味財産額」等の取扱い

PSTの計算においては、活動計算書において、一般的に経常収益に含まれていない「固定資産売却益」、「経理区分振替額（その他の事業を実施している場合の事業間振替額）」、「前期繰越正味財産額」等については、総収入金額から控除することとなります。

(問 31) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どのようなものをいうのですか。

(答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に扱うこととなります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問 32) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テストの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規 5①一）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問 33) 「社員から受け入れた会費の明細表(第 1 表付表 2)」の 1 の口で社員(役員等を除く)の数が 20 人以上とありますが、これは実績判定期間中、経常的に 20 人以上必要ですか。

(答) 実績判定期間を通して社員 20 人以上必要です(法 45①一イ、法規 4)。

ただし、社員 20 人の法人において、実績判定期間における一時点で社員の方が不慮の事故等で急逝された場合など、法人の責めに帰すことのできない事由により社員 20 人を一時的に欠けた場合にあつては、速やかに社員を補充することにより法規第 4 条を満たすものとして判断されることとなります。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(絶対値)に関する基準【第 1 号基準】

(問 34) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上※1 の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数※2}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

※1 ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上

※2 月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、その N P O 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問 35) パブリック・サポート・テストについて絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行う N P O 法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも可。）をお願いします。

(問 36) 「絶対値基準」による認定申請にあたり、作成する寄附者名簿はどの程度の水準の寄附まで記載する必要があるのでしょうか。絶対値基準には関係しない 3,000 円未満の寄附の記載も必要でしょうか。

(答) 寄附者名簿は、「各事業年度に申請法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに、氏名、住所、寄附金額、受け入れ年月日を記載した書類（法 44②一）」とされていることから絶対値基準にかかわる寄附金であるかを問わず、基本的には少額寄附等を含め、寄附金として受け入れたものすべてについて寄附者名簿に記載するものと考えます。

その際、例えば、イベントの参加者から受け取った寄附や募金箱による寄附など、寄附者氏名や住所等の不明事項がある寄附については、その不明事項の裏付けをしてまで寄附者名簿に記載を求めるものではなく、法人で把握している寄附金額や、受け入れ年月日などのみの記載で足ります。

なお、絶対値基準による申請を検討している N P O 法人においては、パブリック・サポート・テスト基準を満たす寄附者数の算出根拠として、3,000 円以上の寄附者を抽出した資料を作成しておく、基準を満たしているかの判断がしやすくなり、認定審査においても円滑に進むことが考えられます。

(問 37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であつたとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問 38) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問 39) 絶対値基準により認定申請を予定しています。絶対値基準では、3,000 円の寄附を年平均 100 人以上集めていることが必要となりますが、口座振込であっても、パブリック・サポート・テスト（P S T）の判定上、寄附金として取り扱うことは可能ですか。

(答) P S T の判定上、寄附金として取り扱うことができるのは、「氏名(名称)のみならずその住所が明確になっている」場合です。口座振込であっても氏名及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができるということであれば、P S T の判定上、寄附金として取り扱って差し支えありません。

(注) 相対値基準で小規模法人特例を受ける場合は匿名でも寄附金として取り扱うことができます。

(問 40) パブリック・サポート・テストのうち、絶対値基準を採用している場合において、対価性のない民間助成金を寄附金として取り扱う、すなわち、当該助成金の出資団体を寄附者の 1 人として取り扱ってよいですか。また、同様に絶対値基準を採用した場合において、国等からの補助金も寄附者の 1 人として取り扱ってよいですか。

(答) 民間団体からの助成金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるものについては、相対値基準と同様に、絶対値基準においても寄附金(寄附者の 1 人)として取り扱うことができます。

また、国等からの補助金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるものについては、相対値基準の判定に当たって寄附金等収入金額に含めることができます(法令 5 ①)が、絶対値基準の判定に当たっては、寄附金には含めることはできません。

（問 41）絶対値基準の判定に当たって、認定申請中の N P O 法人の理事と同居している家族が代表を務める団体からの寄附については、寄附者数に含めることができますか。

（答） 絶対値基準の判定に当たって、役員と生計を一にする個人が寄附した場合には、寄附者数に含めることができませんが、同居する家族が代表を務める団体からの寄附である場合には、あくまでも当該団体が寄附者となるため、寄附者数に含めることができます。

（問 42）絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

（答） 寄附金の額が 3,000 円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度の合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3 月決算（実績判定期間が令和 3 年 3 月期、令和 4 年 3 月期の 2 事業年度とします）の法人が、寄附者 A さんから以下のように 5 回に分けて合計 10,000 円の寄附を受けた場合、令和 3 年 3 月期は合計 8,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、令和 4 年 3 月期は合計 2,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者 A さんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
令和 3 年 3 月期	令和 2 年 5 月	2,000 円	合計 8,000 円 $\geq$ 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウント
	令和 2 年 8 月	2,000 円	
	令和 2 年 10 月	2,000 円	
	令和 3 年 2 月	2,000 円	
令和 4 年 3 月期	令和 3 年 5 月	2,000 円	合計 2,000 円 $<$ 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウントしない

（問 43）近所にお住まいのご夫婦から 3,000 円（夫から 2,000 円、妻から 1,000 円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると 3,000 円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

（答） 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年 3,000 円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、夫婦で合計 3,000 円の寄附を行っていますので、絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えます。

(問 44) 寄附者が口座振込により 3,000 円の寄附を行った場合に、振込手数料(210 円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる 3,000 円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料 210 円を差し引いた 2,790 円が寄附金となるのですか。

(答) 振込みによる寄附は氏名、住所が明らかでない寄附が多いため、匿名寄附として扱われ、絶対値基準の計算上、カウントできないケースも多いと思われますが、寄附者の氏名及び住所が明らかない場合は以下のような仕訳となり 3,000 円の寄附となることから、絶対値基準の計算上、一人とカウントして差し支えありません。

なお、寄附者名簿の寄附金額や領収書のコピーも 3,000 円となります。

〔仕分けの方法〕 (寄附者側) 寄附金 3,000 円／現金 3,000 円

(法人側) 手数料 210 円／受取寄附金 3,000 円

預金 2,790 円

(問 45) 従業員や顧客から寄附金を募集した法人(以下「寄附金募集法人」という。)が、NPO 法人に集めたお金を寄附し、その NPO 法人がパブリック・サポート・テスト (PST) の絶対値基準で認定申請した場合に、寄附者数をどのようにカウントできるのですか。

(答) 以下のとおり (1) ～ (3) に場合分けできるものと考えます。

(1) 寄附金募集法人から、寄附した各従業員や顧客の明細を添えて寄附金を受領した場合
⇒絶対値基準の判定には、寄附金明細に記載されている人数をカウントできます。

この場合、寄附金明細には、①寄附者の住所、②氏名、③寄附年月日、④寄附金額の全てが記載されている必要があります。

⇒申請 NPO 法人は、寄附金明細に記載された寄附者の求めに応じて、寄附金領収書を発行できます。

⇒寄附金募集法人に対しては、宛名欄を寄附金明細書に記載された寄附者 1 名の氏名及び他●名とした証明書を発行できますが、当該証明書をもって、寄附金募集法人は寄附した金額を損金に算入することができないことに留意が必要です。

(2) 寄附金募集法人から、その明細等は不明である旨の説明を受けた場合

⇒絶対値基準の判定に当たっては、寄附金募集法人 1 社からの寄附金としてカウントすることはできません。

(3) 寄附金募集法人に対して、寄附金受領書を発行した場合

⇒絶対値基準の判定に当たっては、寄附金募集法人 1 社からの寄附金としてカウントできます。

(参考) 寄附金募集法人の経理処理の違いによる法人税の計算は以下のとおりとなります(認定申請 NPO 法人は、PST の判定上において、寄附金募集法人の経理処理まで確認する必要はありません)。

(上記 1 の場合)

集めた寄附金を寄附金募集法人において「預り金」として経理処理している場合は、損益計算に影響を与えない(元々損金算入されていない)貸借取引につき、法人税の計算においても支出寄附金を損金算入するといった概念は生じないこととなります。

(上記 2 及び 3 の場合)

集めた寄附金を寄附金募集法人の「寄附金収入」及び「支出寄附金」として経理処理している場合、当該法人の損益計算書上では収益と費用となりますが、法人税法上、支出した寄附金について損金算入限度額が定められており、当該損金算入限度額を超える金額(寄附金の損金算入限度超過額)については、当該法人の所得金額の計算上加算することとなります(寄附を支払った先の N P O 法人が認定法人等であった場合には、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます)。

この場合、寄附金募集法人は組織として寄附金を集め、支払っている(寄附金募集法人の収益及び費用としている)ことから、寄附者は寄附金募集法人 1 社となります。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(個別条例指定)に関する基準【第 1 号基準】

(問 46) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる N P O 法人として認められるというもので、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るパブリック・サポート・テスト基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる N P O 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(問 47) 条例の個別指定を受けた N P O 法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当 N P O 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト(P S T)基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことにより P S T を満たすこととなる N P O 法人は、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所^(注)を有する N P O 法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所を有さない場合には、他の P S T (相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所(主たる事務所か従たる事務所かは問いません。)をいいます。

(問 48) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(注)必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

認定の判定 活動の対象に関する基準【第2号基準】

(問 49) インターネット、チラシ等を用いて、広く一般に募集する事業に会員が参加する場合、会員に係る事業については共益的活動とみなされますか。あるいは、一部の参加者が会員であるとはいえ、会員に限定されない、一般向けの事業であるため、共益的活動には当たらないのですか。

(答) このケースは、インターネット等の広報媒体を通じた、広く不特定多数の者を対象としたものであり、結果として一部の参加者が会員であることに過ぎず、共益的活動には該当しません。

(問 50) 「認定基準等チェック表(第2表)」の「イ欄」と、「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」の「1欄」の記載内容は、支出金額、収入金額という点で異なるのでしょうか。

(答) 法第45条第1項第2号は、法人が行う活動のうち、「会員等」の特定の者に便益が及ぶ事業活動の割合が50%未満であることを認定基準の1つとして定めるもので、「第2表のイ」は、事業費のうち、「会員等」に対する資産の譲渡等の活動に係る費用を記載する必要があります。

一方、同項第4号口は、法人が行う全ての活動について、役員、社員、職員等又はその関係者に対して、特別の利益を与えないこと等を認定の基準として定めるもので、「第4表付表2の1」については、収益のみならず費用も含めて記載する必要があります。

(問 51) 経済的理由等により就学が困難な学生に対し奨学金を支給する事業を営むNPO法人が、「●●学校出身者向け奨学金」などのメニューを設けていたり、奨学金の支給要綱に、「●●学校に入学した学生」などの条件を付したりすることは共益的活動になるのでしょうか。

(答) 経済的理由等により就学が困難な学生の全てを対象にした活動は共益的活動に該当しますが、「●●学校出身者向け奨学金」や「●●学校に入学した学生」などの条件を付すと、その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動となり、当該事業は共益的活動に該当するものと考えます。

(問 52) 「総合型地域スポーツクラブ」に指定されているスポーツクラブについては、会員(利用会員)のみが参加するスポーツ教室等の活動についても、「共益的な活動」に該当しないと解釈してよいですか。例えば、内容が「サッカー教室」など、特定のグループのみに反復継続する活動であっても、地域の誰もが利用会員になって参加することができ、議決権を持たない利用会員であれば、法規第 11 条の「会員等」について該当しないと解釈してよいですか。

(答) 会員のみを対象とした活動であっても、その会員になるための資格等が特に限定されておらず、その会員を広く一般に募集しているなど、誰でも会員となって参加できる活動であれば、その活動は「不特定多数の者を対象とした活動(法規 12)」であると言えることから、「共益的な活動(法 45①二)」に当たりません。

総合型地域スポーツクラブが行っている「会員を対象とした活動」についても、不特定多数の者を対象にした活動に当てはまるのであれば、「共益的な活動」には当たらないといえます。実際の認定に当たっては、所轄庁において、個々の「総合型地域スポーツクラブ」の活動実態等を確認した上で判定することに留意する必要があります。

(参考) 「総合型地域スポーツクラブに係る認定 NPO 法人制度の認定要件について(通知)」

(平成 23 年 2 月 28 日 文部科学省スポーツ・青年局生涯スポーツ課長)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/28/1304061_1_1.pdf

認定の判定 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

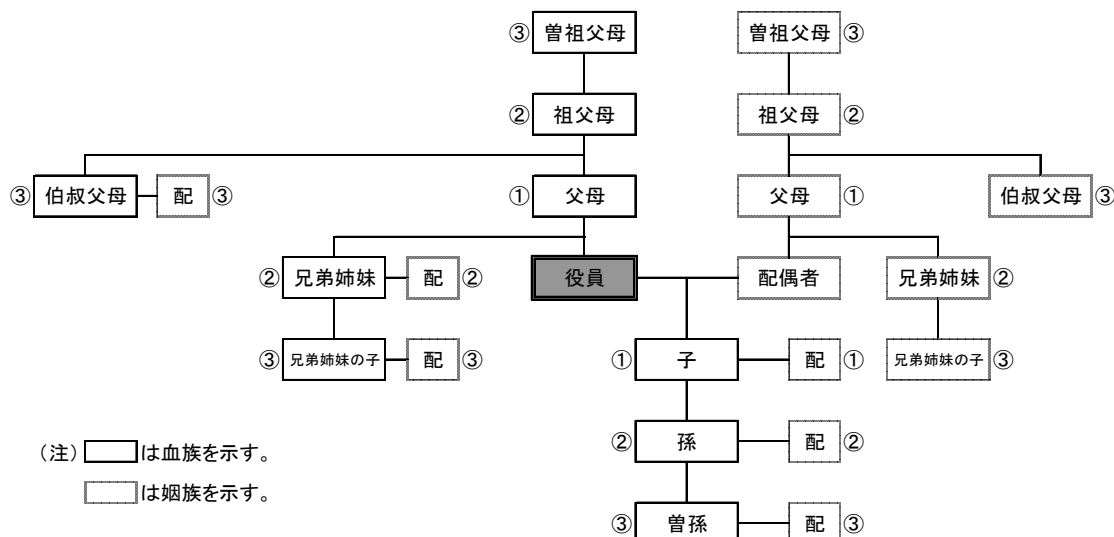
(問 53) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります(1親等の血族)が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません(4親等及び5親等の姻族となる)。

したがって、「配偶者及び3親等以内の親族」に該当する人数は2人となります(法 45①三イ(1))。

《3親等以内の親族図》



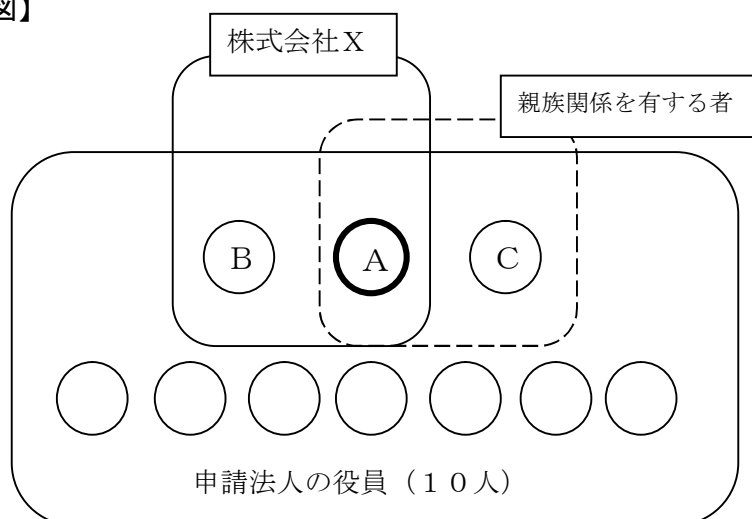
（問 54）運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

（答） 例えば、NPO法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びAさんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります（法 45①三イ（2））。

（注） 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

【問 54 イメージ図】



（問 55）経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模のNPO法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

（答） 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません（法 45①三八、法規 20）。

(問 56) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規 53）。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規 54、同別表二十）。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規 55）。
- ④ たな卸表を作成すること（法人規 56）。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規 57、同別表二十一）。
- ⑥ 帳簿書類を 7 年間整理保存すること（法人規 59）。

(注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問 57) 法人規第 59 条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、会計ソフトに入力しているだけでは不足、紙ベースで備え置く必要はありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりませんか。

(答) ①電子データによる保存について

認定法人等(認定を受けようとする NPO 法人を含む。)は、その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人規第 53 条から第 59 条までの規定に準じた帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を行うことが必要となり、帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機から出力した紙により保存する必要があります。

②保存場所について

帳簿書類の保存場所については、法人規第 59 条第 1 項の「青色申告法人は、…帳簿書類を整理し、…これを納税地(第 3 号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。」という規定に準じて、帳簿書類は主たる事務所に保存しなければなりません。

ただし、事務所の改築等により帳簿書類の保存が一時的に困難となる状況のように、主たる事務所に保存することができない事実が生じている場合については、その間は別の場所で保管することは差し支えないと考えますが、当該事実が終了した後に速やかに事務所に移管し、保存することが必要となります。

(問 58) 認定申請を検討しているNPO法人の役員の4人のうち3人が、ある一般社団法人の役員となっており、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていますが、申請できますか。

(答) NPO法人の役員の4人のうち3人が、一つの一般社団法人の役員である場合には、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていることから、認定基準のうち、法第45条第1項第3号を満たさないこととなります。

同号に定める役員の割合の基準については、実績判定期間において継続的に適合していることが求められているため、辞職直後に認定申請することはできず、一般社団法人の3人の役員のうち2人以上が辞職した後、2事業年度を経た後に、認定の申請が可能となります。なお、当該NPO法人が過去に認定を受けたことのあるNPO法人の場合は、5事業年度を経た後に認定申請が可能となります。

(注) 役員が死亡した等の法人の責に帰することのできない理由で当該基準を一時的に満たさなくなった場合で、その後遅滞なく基準に適合する状態になった場合には、継続的に適合していると認められます。

(例) 法人の事業年度が4月1日～3月31日で、令和2年3月に一般社団法人の役員を辞職した場合、その時点から当該認定基準に適合することとなります。

当該認定基準は、実績判定期間中、継続して満たす必要があることから、認定申請が可能となるのは、令和2年4月1日～令和4年3月31日までを実績判定期間とする令和4年4月1日以降となります。

なお、法第45条第1項第6号の規定により、各事業年度の事業報告書等を提出している必要があることから、令和3年度の事業報告書等を提出した後でなければならないことになることにも留意してください。

(問 59) 取引の記録並びに帳簿及び書類の保存について、法人規第58条の「青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第54条から第56条(青色申告法人の帳簿書類)までの規定により難しいときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる」との規定を適用して、保存する書類を省略あるいは軽減することができますか。

(答) 青色申告を行っているNPO法人が、法人規第58条に基づいて所轄税務署長の承認を受けていても、当該規定により「省略し又は変更」することができるのは、法人規第54～56条に規定する「記載事項」についてであり、保存する書類の省略についての定めではありませんので、当該規定によって保存する書類の省略はできません。

認定の判定 事業活動に関する基準【第4号基準】

(問 60) 受入寄附金総額については、活動計算書における寄附金のほか、賛助会費(対価性のないもの)もパブリック・サポート・テスト(PST)の判定に当たっては「算入することができる」こととなっています。

これについて、認定基準(受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか)の適用(法45①四二)においては、「受入寄附金総額」における上記のような寄附金以外のもの(対価性のない賛助会費等)の算入はどのようになるのですか。例えば、PSTの判定で算入することとしたならば、同様に70%の基準でも分母として算入しなければならないのですか。又は、法人有利に適用することとして、PSTの判定では算入し、70%の基準では分母に算入しないということも可能ですか。

(答) 受入寄附金総額については、「活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金の合計」を指しており、PST基準(法45①一)における受入寄附金総額と「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか」(法45①四二)における受入寄附金総額は、同額でなければなりません(法45①一イ(2)前段カッコ書き)。

従って、申請書の第4表の「受入寄附金総額」には、第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「①」欄の金額と同額が記載されている必要があります。

(問 61) 第4表付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」の「3 支出した寄附金」について、全ての寄附金を記載しなければいけないのですか。

(答) 当該表は、法規第23条第1～4号(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)に該当しているかどうかを確認するものであるため、法人が支出した全ての寄附金について、支出先等の名称を記載することになります。

(問 62) 「認定基準チェック表(第4表付表1)」中、「3 給与を得た職員の総数及び総額」の数え方は実支払ベースですか、対象期間ベースですか。例えば、認定等申請日がR5. 7. 1(実績判定期間R3. 4. 1～R5. 3. 31)で、給与集計期間がR3. 4. 1～R5. 6. 30であり、法人の当月分の給与の支払いは翌月行われることになっている場合、R3. 3月分(実績判定期間外)の給与がR3. 4(実績判定期間内)に支払われている場合はカウントするのですか。また、R5. 6月分(集計期間内)の給与がR5. 7月(集計期間外)に支払われる場合はカウントしなくてよいのですか。

(答) 法人の経理処理に従い記載をすればよいと考えます。

① 給与の締日に発生ベースで以下のように経理処理している場合

(給与の締日) 給与〇〇円／未払金〇〇円

R3年3月分については、3月中の締日に上記の経理処理が行われていると思われるため、集計期間に含まれずカウントしない。

R5年6月分については、6月中の締日に上記の経理処理がされており、認定等申請日(7月1日)以前に6月分の給与として計上されているためカウントする。

② 給与を実際に支給した日に現金ベースで以下のように経理処理している場合

(給与の支払日) 給与〇〇円／現金〇〇円

R3 年3月分については、4月の支払日に上記の経理処理が行われていると思われるため、集計期間中に含まれカウントする。

R5 年6月分については、7月の支払日に上記の経理処理がされており、認定等申請日(7月1日)以前に6月分の給与として計上されていないためカウントしない。

(問 63) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「役員報酬」には、どのような報酬が含まれますか。例えば、役員が使用人としての労働の対価として支給された給与については、「1 役員報酬の支給」に記載すべきでしょうか。

(答) 法において「役員報酬」は、役員としての地位にあることに対する金銭の供与を意味し、労働の対価としての給与(以下「給与」といいます)の支給は含まれないことから、例えば、給与の支給を受けている役員の数が役員総数の3分の1を超えても、法第2条第2項第1号口の規定には抵触しないものと考えられます。

他方、法第55条第1項において、「役員報酬規程又は職員給与の規程」の提出を求め、閲覧対象書類としているのは、役員が「特別の利益」を得ていないかどうかを確認するためであり、「役員に対する給与」は報酬同様に閲覧の対象となるべきものであると考えられます。

法第55条第1項に対応する第4表付表1においては、現状の様式では、「役員報酬」及び「役員の親族等である職員に対する給与」の記載のみが求められており、「役員に対する給与」を記載する箇所が遺漏しています。

このため、法第55条第1項に対応する第4表付表1においては、「役員報酬の支給」に「役員に対する給与」も含めて記載することが望ましいと考えます。

(参考) 所轄庁に提出する法第10条第1項第2号イ関係の『役員名簿』における「報酬の有無」及び法第28条第1項関係の『前事業年度の年間役員名簿』における「報酬を受けた期間」につきましては、従来どおり、役員としての地位にあることに対する金銭の供与である「役員報酬」について記載すれば問題ないことに変わりはありません。

(問 64) 「営利を目的とした事業を行う者(法規23四)」の範囲は、どのようなものですか。

(答) 法でいう「営利を目的とした事業を行う者」とは、その事業を行う構成員(社員)に対して、形式的又は実質的に剰余金(利益)の分配や、財産を還元するための事業活動を行っている者であり、収益を目的とするような事業を行っている者ではありません。

したがって、一般的な株式会社のような営利法人の他にも、広義のNPO(団体、営業者含む。)であっても、「営利を目的とした事業を行う者」に含まれる場合があります。

また、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等は「営利を目的とした事業を行う者」には該当しません。

（問 65）将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち 80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

（答） NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的（今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の 80%基準」や「受入寄附金の 70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の 80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含む。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含む。）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いた上で「総事業費の 80%基準」等の判定をする必要があります。

（問 66）理事会開催に当たり、理事会に出席した理事に対して日当を定額支給している場合、当該日当は役員報酬に該当するのでしょうか。

（答） このケースにおける日当が、理事会出席のための交通費の実費相当額や、別途交通費が支給されている場合であっても、理事会出席のために要する諸雑費に対応するために支給されるなど、理事会への出席の対価として合理的な金額で、出席役員に対して一律に支給されているものであれば、役員としての報酬である役員報酬には当たらないと考えられます。

したがって、上記のような役員報酬には当たらないと考えられる日当等であれば、役員全員に当該日当を支給した場合でも、「役員の無報酬性要件（役員報酬を受ける者が役員総数の 3 分の 1 以下であること。法 2 ②一口）」には抵触せず、また、認定基準における「役員等に対する特別な利益（法 45①四口）」にも該当しないと考えられます。

しかし、事後精算等もなく実費と比べて著しく高額な交通費である、理事会出席のために要する費用とは認められない不当に高額な日当が支給されている場合は合理的な交通費及び日当とは言えず、当該日当は役員報酬に該当すると考えられ、役員の無報酬性要件や役員に対する特別な利益に該当することとなるので注意が必要です。

認定の判定 情報公開に関する基準【第5号基準】

(問 67) 認定等を受けるためには、NPO法人は、その事務所においてどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。また、認定NPO法人等となった場合は、さらにどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。

(答) NPO法人は、法第 28 条第 3 項により、その社員その他利害関係人から、事業報告書等、役員名簿、定款等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これらの書類を閲覧させなければならないとされています。

認定等を受けた後は、これらの書類に加えて、法第 54 条第 5 項により、次の書類を正当な理由がある場合を除いては、社員その他利害関係人以外からの書類の閲覧請求があった場合においても閲覧させなければなりません。

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等

これは、税制上の優遇措置がある認定法人については、特に資金に関して、より透明性の高い情報公開を目指すこととされているためです。

(参考) 認定を受ける前と後の閲覧書類の違い

書類名	NPO法人	認定NPO法人
事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表ほか)	○	○
役員名簿	○	○
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	○	○
認定基準等チェック表、欠格事由チェック表、寄附金を充当する予定の事業内容等	×	○
「助成金の支給の実績」、「海外への送金又は金銭の持出し(200万円超)を行う場合の金額等」を記載した書類	×	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	×	○
前事業年度の収益の明細など	×	○
法第 45 条第 1 項第 3 号(口に係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	×	○

(問 68) 役員報酬や職員給与の規程を定める代わりに、雇用契約書または辞令書・源泉徴収簿・報酬や給与の支給について決議した総会(理事会)の議事録・法人代表者の証明書(申立書)といった書類で対応することが可能でしょうか。また、実績判定期間中には規程を作成していないのですが、認定申請時において作成していれば、法第 45 条第 1 項第 5 号(情報公開に関する基準)は満たしていることとなるのでしょうか。

(答) 役員報酬や職員給与の支給に関する規程は、作成及び備置きの義務があります(法 54 ②二)ので、定款において一切の人件費の支出ができない旨の定め等が置かれている場合以外は、当該書類を作成し、備置きをする必要があります。したがって、原則として質問のケースのような書類によって代替することはできません。

また、当該規程の情報公開については、認定等を受ける時までに当該規程を作成し、閲覧体制を整えることができれば、認定等を受けた後に、閲覧請求に対して閲覧させることができますので、法第 45 条第 1 項第 5 号の基準を満たしていると考えられます。

認定の判定 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】

(問 69) 認定基準(6号)に関して、実績判定期間中に1日でも事業報告書等の提出遅延があれば基準不適合となり、認定されないのですか。

(答) 所轄庁への事業報告書等の適確な提出を定めた法第 45 条第 1 項第 6 号の基準は、情報公開に関する基準(同項第 5 号)と併せて、税の優遇措置を受ける認定 N P O 法人等が、市民に対し十分かつ適切に情報提供を行う態勢にあることを確認するための重要な基準です。

また、同項第 9 号の規定により、実績判定期間(初回認定の場合は直前の 2 事業年度)を通じてこれらの基準を満たしていることを確認することによって、認定基準を満たしていることとなります。

N P O 法人制度では、N P O 法人による十分な情報公開が極めて重要な基本的理念とされており、認定等の申請に当たっては、情報公開の態勢が安定的に構築されていることが重要となります。そのため、事業報告書等の継続的な期限内提出は、重要なポイントです。

このため、実績判定期間中に事業報告書等の提出遅延がある場合は基準不適合となりますが、一方で、天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることは適当ではないと考えます。

そうした特にやむを得ない事情がある場合に限り、申請 N P O 法人は、当該事情を十分説明した上で、所轄庁と相談しつつ、認定の手続を進めることとなります。

欠格事由

(問 70) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないものが役員に在る認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります(法 47-イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問 71) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第 47 条第 4 号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含む。)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問 72) 法第 47 条第 4 号において、「国税又は地方税の滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないNPO法人は認定を受けることができない。」とされています。認定申請法人は、当該欠格事由に該当しないことを証明するため、認定申請書に納税証明書を添付する必要がありますが、いつ時点の証明書を添付すればよいのでしょうか。

(答) 認定申請書に添付する納税証明書(過去 3 年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明書)については、「申請日から何日以内」等の規定は設けられていませんが、欠格事由については、「認定処分日から見て、3 年の間に滞納処分を受けていないこと。」を求めているため、当該認定申請の直前の納税証明書を添付してください。

問合せ先一覧

○相模原市内のみに事務所を置く NPO 法人

相模原市 市民局 市民協働推進課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号 相模原市役所第 2 別館 4 階

電話：042-769-8226（直通）／FAX：042-754-7990

○横浜市内のみに事務所を置く NPO 法人

横浜市 行財政局 共創・ファシリティマネジメント推進室 共創推進課

（市民協働推進センター内 NPO 受付カウンター）

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話：045-671-4737／FAX：045-223-2032

ホームページアドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/>

○川崎市内のみに事務所を置く NPO 法人

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

電話：044-200-2341／FAX：044-200-3800

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

○藤沢市内のみに事務所を置く NPO 法人

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 本庁舎 7 階

電話：0466-50-3516／FAX：0466-50-8407

ホームページアドレス：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/index.html>

○上記 4 市（横浜市・川崎市・藤沢市・相模原市）以外の県内市町村に事務所を置く NPO 法人、 4 市を含めた県内の複数の市町村に事務所を置く NPO 法人及び主たる事務所を県内に置き、 他の都道府県にも事務所を置く NPO 法人

神奈川県 政策局 政策部 NPO 協働推進課 横浜駐在事務所

所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 24 番 2 号 かながわ県民センター 8 階

電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-1166

ホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0223/>

○相模原市内法人の法人登記所

横浜地方法務局湘南支局

所在地：〒251-8523 藤沢市辻堂神台 2 丁目 2 番 3 号

電話：0466-35-4620

ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>

○税金についてのお問い合わせ先

法人税 相模原税務署 電話：代表 042-756-8211（自動音声でご案内します）

法人の県民税・事業税 相模原県税事務所 電話：042-745-1111（代）

法人市民税 相模原市役所市民税課 電話：042-754-1111（代）

○ 市民協働推進課 の 案内図



認定（特例認定）に関する相談は、**市役所市民協働推進課**へ！

「活動資金を集める方法は？」「活動するための情報はどこで集めるの？」
活動について相談したいときは、**さがみはら市民活動サポートセンター**へ！

さがみはら市民活動サポートセンター

電話／FAX：042-755-5790

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館3階

開館日：水・木・土・日曜日 9：00～17：00
火・金曜日 9：00～21：00

休館日：毎週月曜日、年末年始（12/29～1/3）、
会館の定期点検・定期清掃日

特定非営利活動法人関係事務の案内【認定（特例認定）申請編】別冊資料

令和7年8月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226 FAX：042-754-7990